

京情審答申第117号  
平成28年3月10日

京都府知事  
山田啓二様

京都府情報公開審査会  
会長山本克己

公文書非公開決定（不存在等）に係る異議申立てに対する  
決定について（答申）

平成27年7月27日付け7建築第926号で諮問のあった事案について、次の  
とおり答申します。

## 第1 平成27年2月12日付け7建築第568号に対する異議申立てについて

### 1 審査会の結論

本件事案について、実施機関が非公開（不存在）とした判断は妥当である。

### 2 異議申立てに至る経過

- (1) 平成27年1月28日、異議申立人は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、京都府知事（以下「実施機関」という。）に対し、別紙1を内容とする公文書（以下「第1請求対象文書」という。）の公開請求（以下「第1請求」という。）を行った。
- (2) 平成27年2月12日、実施機関は、第1請求対象文書を保有していないとして、第1請求に対して公文書非公開決定（不存在等）（以下「第1処分」という。）を行い、同日、公文書非公開決定通知書（不存在等）を異議申立人に送付した。
- (3) 平成27年4月10日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。以下「法」という。）第6条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立て（以下「第1申立て」という。）を行った。
- (4) 平成27年5月21日、実施機関は、提出された異議申立書について、法第48条において準用する法第15条第1項に規定する記載事項に不備があったため、異議申立人に対して補正命令書を送付した。
- (5) 平成27年5月25日、異議申立人から補正書が提出され、補正がなされた。
- (6) 平成27年7月27日、実施機関は、条例第17条の規定により、京都府情報公開審査会（以下「審査会」という。）に第1申立てに対する決定について諮問した。

### 3 第1申立ての趣旨

第1申立ての趣旨は、第1処分の取消しを求めるというものである。

### 4 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が異議申立書及び意見書において述べている主張は、おお

むね次のとおりである。

(1) 別紙1の1及び2について

異議申立人が設置しているコイン精米機が、農地法（昭和27年法律第229号）に基づく農地転用許可を要しない農業用施設であるにもかかわらず、実施機関は、コイン精米機についての取扱いを国土交通省に照会し、同省からの回答を得た上で、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発許可が必要であると主張している。

第1請求中、別紙1の1及び2について、第1請求対象文書が作成されていないことを非公開の理由としているが、過去に公開実施があった平成25年3月25日付け連絡事項処理用紙（以下「処理用紙」という。）及び平成26年9月3日付け報告書（以下「報告書」という。）が存在し、現に内部処理を行っているにもかかわらず、第1請求対象文書が不存在であるはずがない。

(2) 別紙1の3について

コイン精米機の設置手続において、実施機関からは、「都市計画法開発許可申請の実務」中「19. 付議基準19：農産物直売所」（以下「付議基準」という。）による申請手続を指示されている。

付議基準中「(6) 必要書類」のケにおいて、「必要とする他法令の許認可等の状況を示す書類」が示されているが、これがどのような書類で、他法令とはどの法令を示しているのかが分かる文書が不存在であるはずがない。

## 5 実施機関の説明の要旨

実施機関の理由説明書及び職員による口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

(1) 別紙1の1及び2について

第1請求対象文書のうち、別紙1の1は処理用紙中の「【照会内容】」箇所の内容の根拠となる照会文書及び「【回答】」箇所の内容の根拠となる回答文書と、別紙1の2は報告書中の「【処理案】」箇所に記載されている総務省及び国土交通省に確認した文書（照会文書）及び報告書に記載されている結論に達した文書（回答文書）と解する。

しかし、処理用紙及び報告書は、実施機関と国との文書による照会及び回答に基づいて作成されたものではなく、実施機関と国との電話による照会及び回答の内容を処理用紙及び報告書にまとめたものにすぎない。

異議申立人は、「現に内部処理しており」と主張するが、内部処理は、当該処理用紙及び報告書のみに基づいて行ったものである。した

がって、第1請求対象文書は存在しない。

## (2) 別紙1の3について

第1請求対象文書のうち、別紙1の3は、付議基準中「(6) 必要書類」のケにいう「必要とする他法令の許認可等の状況を示す書類」の「書類」の内容がわかる文書と解する。

付議基準は、実施機関における開発行為等の許可に係る審査基準を示したものであり、この付議基準の項目の説明を記載した文書までは作成していないため、第1請求対象文書は存在しない。

## 6 審査会の判断理由

### (1) 第1処分に関する具体的な判断及びその理由について

#### ア 別紙1の1及び2について

異議申立人は、処理用紙及び報告書が存在するにもかかわらず、第1請求対象文書が不存在であるはずがないと主張する。

実施機関に確認したところ、処理用紙及び報告書は、実施機関と国担当職員との電話による応答を記録したものであり、文書による照会及び回答をしたものではないため、これら以外に照会及び回答の内容を記した文書は存在しないとのことであった。

このことについて実施機関の説明に不合理な点はなく、また、これを覆し、異議申立人が主張する公文書の存在を推認させるような特段の事情も認められない。

したがって、これらの文書については、不存在であると考えることが相当である。

#### イ 別紙1の3について

異議申立人は、付議基準に示されている「必要とする他法令の許認可等の状況を示す書類」がどのような書類で、他法令とはどの法令を示しているのかが分かる文書が存在であるはずないと主張する。

実施機関に確認したところ、付議基準の当該項目を説明した文書までは作成していないとのことであった。

このことについて実施機関の説明に不合理な点はなく、また、これを覆し、異議申立人が主張する公文書の存在を推認させるような特段の事情も認められない。

したがって、この文書については、不存在であると考えることが相当である。

## 7 結論

以上の理由から、「1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

### 第2 平成27年3月13日付け7建築第625号に対する異議申立てについて

#### 1 審査会の結論

本件事案について、実施機関が非公開（不存在）とした判断は妥当である。

#### 2 異議申立てに至る経過

- (1) 平成27年1月13日、異議申立人は、条例第4条の規定により、実施機関に対し、別紙2を内容とする公文書（以下「第2請求対象文書」という。）の公開請求（以下「第2請求」という。）を行った。
- (2) 平成27年1月27日、実施機関は、条例第11条第2項の規定により公開決定等の期間を延長した。同年3月13日、実施機関は、第2請求対象文書を保有していないとして、第2請求に対して公文書非公開決定（不存在等）（以下「第2処分」という。）を行い、同日、公文書非公開決定通知書（不存在等）を異議申立人に送付した。
- (3) 平成27年4月10日、異議申立人は、法第6条の規定により、第2処分を不服として実施機関に対して異議申立て（以下「第2申立て」という。）を行った。
- (4) 平成27年5月21日、実施機関は、提出された異議申立てについて、法第48条において準用する法第15条第1項に規定する記載事項に不備があったため、異議申立て人に対して補正命令書を送付した。
- (5) 平成27年5月25日、異議申立て人から補正書が提出され、補正がなされた。
- (6) 平成27年7月27日、実施機関は、条例第17条の規定により、審査会に第2申立てに対する決定について諮問した。

#### 3 第2申立ての趣旨

第2申立ての趣旨は、第2処分の取消しを求めるというものである。

#### 4 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が異議申立書、意見書及び口頭意見陳述において述べている主張は、おおむね次のとおりである。

##### (1) 別紙2の1及び2について

実施機関は、第2請求対象文書を作成せず、又は保有していないことを非公開の理由としているが、国では、開発許可等と農地転用許可との調整に関する覚書（昭和44年10月21日付け44農地B第3177号、建設省計宅開発第103号。以下「覚書」という。）が存在している。覚書に基づく第2請求対象文書が存在しないことが問題である。

##### (2) 別紙2の3について

実施機関は、第2請求対象文書を作成せず、又は保有していないことを非公開の理由としているが、処理用紙及び報告書が存在するにもかかわらず、その根拠となる第2請求対象文書が不存在であるはずがない。また、報告書では「主として」が「すべて」と解釈されているので、その根拠となる第2請求対象文書が不存在であるはずがない。関係所管課がそれぞれの判断をもって、最後には実施機関としてどのように運用していくのかをはっきり示す必要がある。

#### 5 実施機関の説明の要旨

実施機関の理由説明書及び職員による口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

##### (1) 別紙2の1及び2について

覚書に基づいて、第2請求対象文書を作成すべき義務はなく、覚書の存在は、請求対象文書が当然に存在する理由にはならない。実施機関は覚書に基づいて事務処理を行っているので、第2請求対象文書は、実施機関では作成していない。

##### (2) 別紙2の3について

異議申立人は、処理用紙及び報告書が存在するにもかかわらず、その根拠となる第2請求対象文書が不存在であるはずがない、また、日本標準産業分類の「大分類A－農業、林業」の「総説」中の「農業又は林業と他産業との関係」の(1)の(i)に、「主として自家栽培した原材料を使用して製造、加工を行っている場合は農業又は林業の活動とする」との記載がある一方、報告書に記載されている国からの回答部

分には「設置した農家が自家栽培した稻をすべて精米すればサービス業には該当せず農業となる」とあることを捉えて、「主として」が「すべて」と解釈が変更されているにもかかわらず、第2請求対象文書が不存在であるはずがないと主張しているものと解する。

報告書に記載されている「すべて」については、国の職員が実施機関の職員との電話の応答の中で発言した文言であって、コイン精米器を設置した農家が自家栽培した稻を「すべて」精米すればサービス業に該当しないという、いわば常識的な事柄を述べたにすぎないので、この「すべて」の解釈を記した第2請求対象文書も存在しない。

## 6 審査会の判断理由

### (1) 第2処分に関する具体的な判断及びその理由について

#### ア 別紙2の1及び2について

異議申立人は、覚書が存在するにもかかわらず、実施機関が第2請求対象文書を作成せず、又は保有していないことは考えられず、第2請求対象文書が存在するはずであると主張する。

実施機関に確認したところ、実施機関は覚書に基づき事務処理を行っており、新たに文書を作成する必要はないとのことであった。

このことについて実施機関の説明に不合理な点はなく、また、これを覆し、異議申立人が主張する公文書の存在を推認させるような特段の事情も認められない。

したがって、これらの文書については、不存在であると考えることが相当である。

#### イ 別紙2の3について

異議申立人は、処理用紙及び報告書が存在するにもかかわらず、第2請求対象文書が不存在であることは考えられず、また、日本標準産業分類の記載と報告書の記載に差異があり、その差異についての解釈を記した文書が不存在であるとは考えられないため、第2請求対象文書は存在するはずであると主張する。

実施機関に確認したところ、「すべて」という文言は、日本標準産業分類を所管する国の職員が、実施機関の職員との電話による応答の中で発言したものであり、その解釈を記した文書は存在しないとのことであった。

このことについて実施機関の説明に不合理な点はなく、また、これを覆し、異議申立人が主張する公文書の存在を推認させるような特段の事情も認められない。

したがって、この文書については、不存在であると考えることが相当である。

## 7 結論

以上の理由から、「1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

別紙1

- 1 開示文書（平成25年3月25日付け連絡事項処理用紙「市街化調整区域におけるコイン精米所の設置に係る開発行為について」）による、国土交通省に照会した文書（①・②）及び回答文書
- 2 開示文書6建築1075号（平成26年9月3日付け報告書「都市計画法におけるコイン精米機の取扱いについて」）処理案における総務省及び国土交通省に確認した文書（照会文書）と結論（回答）に達した文書を求める。
- 3 開示文書7建築510号都市計画法開発許可申請の実務（平成22年（3月改正版）京都府建設交通部建築指導課）（抜粋）(6(VII-19))必要書類の必要とする「他法令の許認可等の状況を示す書類」とは、どの様な書類で他法令とはどの法令を示しているのか分かる文書  
II-10「土地に対する行為の制限を定めた法律による許可」の法律とは何を示しているのかがわかる文書

別紙2

- 1 農地法の農地転用許可を必要としない場合の都市計画法上の許可の有無について記された文書
- 2 農地法上の許可及び都市計画法上の許可の取扱いについて、それぞれの所管課が法の取扱いについて合意した文書
- 3 都市計画法で参考とする日本標準産業分類一般原則の第3項分類の基準(1)生産される財又は提供されるサービスの種類（用途・機能など）  
上記の基準は、何をもって決定するか分かる文書  
平成26年9月3日付け報告書「都市計画法におけるコイン精米機の取扱いについて」に記載のアンダーライン「すべて」と解釈した事がわかる文書

参考

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 27 年 7 月 27 日	諮問書の受理
平成 27 年 8 月 24 日	実施機関の理由説明書の受理
平成 27 年 9 月 7 日	異議申立人の意見書の受理
平成 27 年 10 月 15 日	第 1 回審査会
平成 27 年 11 月 13 日	第 2 回審査会
平成 27 年 12 月 1 日	第 3 回審査会
平成 28 年 2 月 24 日	第 4 回審査会
平成 28 年 3 月 10 日	答 申